

徳島県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 7 2	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		上名西宇	三好市山城町上名字アサゼ七 七九番一地先	二二・四	令和二年一月十四日